

島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

別表

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
町長及び教育委員会	島本町子ども・子育て会議	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項 (3) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により町が処理することとされた事務に付随して、児童福祉法第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項 (4) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第24号）第4条第1項の規	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 子どもの保護者 (3) 事業主を代表する者 (4) 労働者を代表する者 (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

		定によりその権限に属させられた事項 (5) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年島本町条例第25号)第4条第1項の規定によりその権限に属させられた事項	
--	--	---	--

島本町子ども・子育て会議規則

平成26年3月31日

／規則／教委規則／第1号

改正 平成29年8月23日／規則／教委規則／第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例(平成24年島本町条例第21号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、島本町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 子どもの保護者 2人以内
- (3) 事業主を代表する者 1人
- (4) 労働者を代表する者 1人
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平29規則・教委規則1・一部改正)

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局教育こども部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則（以下「新規則」という。）は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新規則の施行の際現に島本町子ども・子育て会議規則（平成25年島本町規則第18号。以下「旧規則」という。）の規定により委嘱されている子ども・子育て会議の委員（以下「旧委員」という。）である者は、新規則の施行の日（以下「施行日」という。）に新規則の規定により子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 新規則の施行の際現に旧規則第4条第1項の規定により選任されている子ども・子育て会議の会長である者は、施行日に新規則第4条第1項の規定により子ども・子育て会議の会長として選任されたものとみなす。

附 則（平成29年8月23日／規則／教委規則／第1号）

この規則は、公布の日から施行する。